

| | |
|-------------|---|
| Title | 滿洲國の標準時いよいよ改まる! (日食特輯號) |
| Author(s) | 山本 |
| Citation | 天界 = The heavens (1936), 16(182): 289-289 |
| Issue Date | 1936-05-25 |
| URL | http://hdl.handle.net/2433/167246 |
| Right | |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | publisher |

滿洲國の標準時いよいよ改まる！

新興の滿洲國は愈々來 1937 年頭より、東經 135° の經度を新しく標準として採用するに決した由、去る 5 月 14 日の電報通信は報じてゐるのは愉快である。

滿洲國が昭和 7 年以來、東經 120° を標準として今日に至つたことは、元の關東州關係及び滿鐵關係から見て一應首肯されるべきは言ふまでもない所であるが、それにしても、時勢は新展し、殊に我が日本帝國と不可分の關係にある此の國家が、むしろ日本と同じ時刻制を持つことの合理的なるは、國民生活の經濟、保健、道德の三方面から、識者が必ず覺るべき機運にあつたのである。この改正問題を主張し始めたのは吾人であつて、それは一昨年であつた。ソ國の新時刻制も吾人には大なる暗示であつた。いよいよ明春より、改めて日本と同時刻を採用するに至ることは、東洋方面の社會生活に一種の明るみを與へるものである。

この改正の理論的根據、ならびに實用的價值については、天界 170 號を始め、既に吾人は各所に述べた所であるから、こゝには重複を避けて、省くこととする。

賢明なる滿洲國權威者の判斷を贊揚することを惜まぬものであると共に、この次には、今唯一の異端者である臺灣の官民が認識を新たに、亦、我が日本本國の時刻制に合流せんことを希望するものである。(1936.5.15. 山本)

時計も日滿兩國不可分

滿洲國で日本標準時を採用

【電通新京十四日發】滿洲國は來年 1 月 1 日から日本と同様東經 135° 標準時を採用することに決定。勅令をもつて公布することとなつた。これで日滿間に時差 1 時間がなくなり安東で 1 時間時計を進めたり、おくらせたりする不便が除かれ、滿洲國からソ聯に入る時もまた便利となるわけである。日滿同標準時採用はかねて滿鐵、鐵路總局、滿洲航空會社など交通關係機關が率先して唱道し、昨夏京大教授山本一清博士が日滿單一時間の運動に來滿して以來、その機運が促進され新京中央觀象臺が中心となり、各方面の意見を徴したところ、いづれも贊成と意見一致をみてこの改正に決定した譯である。